

PayPay 銀行スポーツくじ特約 新旧対照表

旧	新
PayPay 銀行スポーツくじ特約（以下「本特約」といいます。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）が販売するスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）について、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が当社の普通預金口座（以下「PayPay 銀行口座」といいます。）を保有するお客さまに提供するサービス（詳細は本特約第 3 条に定めるものとし、以下「PayPay 銀行スポーツくじ」といいます。）に関する事項を定めるものです。	PayPay 銀行スポーツくじ特約（以下「本特約」といいます。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）が発売するスポーツ振興投票券（以下「スポーツくじチケット」といいます。）について、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が当社の普通預金口座（以下「PayPay 銀行口座」といいます。）を保有するお客さまに提供するサービス（詳細は本特約第 3 条に定めるものとし、以下「PayPay 銀行スポーツくじ」といいます。）に関する事項を定めるものです。
第 1 条 特約等の準用 PayPay 銀行スポーツくじの利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定めるすべての約款、規定等（あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含む。）および関係政省令その他スポーツくじチケットに関係する法令（あわせて以下「関係法令」といいます。）が適用されます。スポーツくじ約款等、関係法令および本特約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規定、規則等にしたがうものとします。	第 1 条 特約等の準用 1. PayPay 銀行スポーツくじの利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定めるすべての約款、規定等（あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含む。）および関係政省令その他スポーツくじチケットに関係する法令（あわせて以下「関係法令」といいます。）が適用されます。本特約、スポーツくじ約款等および関係法令に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規定、規則等にしたがうものとします。
第 5 条 投票方法 お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用して投票を行う場合、スポーツく	第 5 条 投票方法 お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用して投票を行う場合、当社が指

じ約款で規定する投票方法にかえて、別途当社が指定する PayPay 銀行スポーツくじ専用のサイト（以下「取引サイト」といいます。）を利用するものとします。	定する PayPay 銀行スポーツくじ専用のサイト（以下「取引サイト」といいます。）を利用するものとします。
第 6 条 投票内容の確認 1. PayPay 銀行スポーツくじを利用して行う投票内容の確認については、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、取引サイトで確認を行うものとします。なお、当社は、お客さまが次条の定めにしたがいスポーツくじチケットの購入手続を完了した場合、お客さまが当該購入手続に係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。 2. 投票内容の確認による購入手続終了後は、第 8 条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取り消しをすることはできません。	第 6 条 投票内容の確認 1. PayPay 銀行スポーツくじを利用して行う投票内容の確認については、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、取引サイトで確認を行うものとします。なお、当社は、お客さまが次条の定めにしたがいスポーツくじチケットの購入手続を終了した場合、お客さまが当該購入手続に係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。 2. 2.投票内容の確認による購入手続終了後は、次条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取り消しをすることはできません。
第 7 条 購入手続 2. お客さまは、メンテナンス等のために当社が PayPay 銀行スポーツくじに係るシステム（以下「当社システム」といいます。）を停止する時間帯を除き、センターが指定する販売期間中、取引サイトにてスポーツくじチケットを購入することができます。なお、当社は、原則として事前に当社のホームページ等に掲示することにより、当社システムを停止する時間帯をお知らせするものとしますが、やむを得ない場合は、予告なしに当社システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当社システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。 4. 当社は、お客さまが PayPay 銀行スポーツくじの利用により購入するスポーツくじチケットの代金を、購入手続終了と同時にお客さま名義の	第 7 条 購入手続 2. お客さまは、メンテナンス等のために当社が PayPay 銀行スポーツくじに係るシステム（以下「当社システム」といいます。）を停止する時間帯を除き、センターが指定する発売期間中、取引サイトにてスポーツくじチケットを購入することができます。なお、当社は、原則として事前に当社のホームページ等に掲示することにより、当社システムを停止する時間帯をお知らせするものとしますが、やむを得ない場合は、予告なしに当社システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当社システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。 4. 当社は、お客さまが PayPay 銀行スポーツくじの利用により購入するスポーツくじチケットの代金を、購入手続終了と同時にお客さま名義の

PayPay 銀行口座より引き落とします。なお、当社システムの不具合その他の事由により、購入手続終了後、次条に規定される購入完了とならなかった場合、当該購入手続についてスポーツくじチケットは販売されません。この場合、当社は、会員登録手続の際にお客さまが登録した電子メールアドレスへ電子メールを送信することによりその旨お客さまに通知するとともに、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当該スポーツくじチケットにかかるお客さまの購入代金を当社が定める期間内にお客さまの PayPay 銀行口座に返還します。当社は、かかる購入代金の返還以外の一切の責任を負わないものとします。	PayPay 銀行口座より引き落とします。なお、当社システムの不具合その他の事由により、購入手続終了後、次条に規定される購入完了とならなかった場合、当該購入手続についてスポーツくじチケットは発売されません。この場合、当社は、会員登録手続の際にお客さまが登録した電子メールアドレスへ電子メールを送信することによりその旨お客さまに通知するとともに、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当該スポーツくじチケットにかかるお客さまの購入代金を当社が定める期間内にお客さまの PayPay 銀行口座に返還します。当社は、かかる購入代金の返還以外の一切の責任を負わないものとします。
第 8 条 購入完了 PayPay 銀行スポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入は、前条に定める購入手続終了後、当該購入手続に係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、これを有効な購入申込としてセンターが受け付け、正常に処理された時点で完了するものとします。なお、当社は、スポーツくじチケットの購入完了を確認した場合、当社所定の方法によりお客さまにその旨を通知するものとします。	第 8 条 購入完了 PayPay 銀行スポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入は、前条に定める購入手続終了後、当該購入手続に係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、これを有効な購入申込としてセンターが受け付け、正常に処理された時点で購入が完了するものとします。なお、当社は、スポーツくじチケットの購入完了を確認した場合、当社所定の方法によりお客さまにその旨を通知するものとします。
第 9 条 スポーツくじチケット 1. 当社は、お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットの購入履歴を電子データとして保管するものとし、取引サイト上に当社の定める期間、表示するものとします。なお、お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについて、書面その他の有形の媒体による引き渡しを当社またはセンターに請	第 9 条 スポーツくじチケット 1. PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットの引き渡しは行われません。スポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。なお、お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについて、書面その他の有形の媒体による引き渡しを当

求することはできません。 2. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットに係る権利（払戻金等に係る請求権を含む）を第三者に譲渡することはできません。	社またはセンターに請求することはできません。 2. お客さまは、PayPay 銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについて、払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。
第 11 条 払戻金の受け取り 1. お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用してスポーツくじチケットを購入し、当該スポーツくじチケットに係る投票内容がスポーツくじ約款に定める各等のいずれかに該当した場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、当社は、センターの指示に基づいて払戻金の支払処理を行います。 2. 払戻金は、原則として、払戻開始日から 3 営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。）に入金されます。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合結果の確定の都合等により、センターにより変更される場合があります。	第 11 条 払戻金の受け取り 1. お客さまが PayPay 銀行スポーツくじを利用してスポーツくじチケットを購入し、当該スポーツくじチケットに係る投票内容がスポーツくじ約款の定めに基づき公示する等級の種類いずれかに該当した場合または特払金に該当した場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、当社は、センターの指示に基づいて払戻金の支払処理を行います。 2. 払戻金は、原則として、払戻開始日から 3 営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。）に入金されます。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合の結果等または特定指定試合の結果等の確定の都合等により、センターにより変更される場合があります。
第 12 条 返還金の受け取り 3. お客さまは、別途告知する払戻開始日から 1 年を経過した日までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受け取ることができなくなります。	第 12 条 返還金の受け取り 3. お客さまは、別途告知する返還開始日から 1 年を経過した日までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受け取ることができなくなります。